

令和4年度

熱海市国民健康保険運営協議会 会議録

市民生活部市民生活課

* 会議日程

日時 令和5年1月18日(水) 午後3時30分より

場所 熱海市役所 第3庁舎 第1・2・3会議室

(審議事項)

1. 熱海市国民健康保険運営協議会 会長及び会長代理選出について
2. 「令和5年度国民健康保険税の賦課限度額の改正」及び「出産育児一時金の改正」について

* 会議に付した事件

会議日程の審議事項と同一

* 出席委員等

(被保険者代表委員)

寺島香世 酒井 潤 山田育子

(欠席委員 新留奈美)

(保険医・薬剤師代表委員)

陶山秀夫 井上 俊 宇居宏樹

(欠席委員 渡辺英二)

(公益代表委員)

當摩達夫 加藤正春 杉山 勝 黒川宣夫

(欠席委員 なし)

(被用者保険代表委員)

松岡利行

(欠席委員 なし)

(行 政)

齊藤熱海市長 森野市民生活部長

松本市民生活課長 荒田税務課長 松田健康づくり課長

関戸課税室長 稲葉納税室長 佐藤健康づくり室長

佐藤保険年金室長 青木保険年金室主幹

事務局(松尾保険年金室主幹、良知職員)

○国保主幹

本日は、大変ご多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、令和4年度熱海市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

【配布資料確認】

それではこれより、令和4年6月30日で前任者の任期が満了したことに伴い、各団体様よりご推薦いただきました方々に、熱海市長から委嘱状の交付をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、自席でお立ちになって委嘱状をお受けくださいますようお願い申し上げます。

【各委員へ市長から委嘱状を交付】

○国保主幹

それでは市長よりご挨拶を申し上げます。

○市長

皆様こんにちは。本日は大変お忙しい中、熱海市国民健康保険運営協議会にご出席を賜り誠にありがとうございます。また日頃より様々なお立場から、医療保険行政に対するご理解とご協力に深く感謝を申し上げます。

ただいま、委員の皆様にご委嘱状を交付させていただきましたが、令和7年6月30日までの任期の間、国民健康保険事業の重要事項についてご審議をいただくこととなります。再任の委員におかれましては、引き続きお力添えをいただくとともに、新任の委員におかれましては、率直なご意見をいただけますようお願い申し上げます。

さて、国民健康保険制度は憲法に定める社会保障制度の一環として実施されており、国民健康保険法等の法令に基づき運営されております。また、平成30年度からは、制度改革が行われ、都道府県が財政運営の責任主体として参画し、市町村は被保険者証の交付や保険給付、保険税率の決定、賦課徴収をする業務や、特定健診等の保健事業を実施するなど、共同保険者としての運営を行うこととなりました。

当運営協議会は、被保険者代表、保険医・保険薬剤師代表、公益代表、被用者保険代表と様々なお立場の委員で構成され、熱海市の実情に応じた国保事業の運営がなされるよう、意見交換や審議を行う場として大変重要な役割を担っております。

本日の会議では、国民健康保険税の賦課限度額の改正等についてご議論をいただくこととなります。後程、事務局より説明をさせていただきますので、委員皆様によるご活発なご議論を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○国保主幹

それではここで、国民健康保険事業に携わります職員を紹介させていただきます。最初に、熱海市の国民健康保険を担当する市民生活部長、森野敦でございます。

続きまして、国民健康保険事業の主管課であり、資格及び給付を主に所管いたします、市民生活課長、松本誉志でございます。

保険税の賦課及び徴収の業務を統括いたします、税務課長の荒田一也でございます。同じく税務課課税室長、関戸有理でございます。同じく税務課納税室長、稲葉努でございます。

保健事業のうち、特定健康診査及び特定保健指導を所管いたします、健康づくり課長、松田修でございます。同じく健康づくり課健康づくり室長、佐藤真由美でございます。

国民健康保険主管課の市民生活課保険年金室長、佐藤織絵でございます。最後に、私、司会を務めさせていただいております、市民生活課保険年金室主幹の青木重憲でございます。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本年度最初の協議会でございます。本来ならば委員の皆様の自己紹介をお願いするところでございますが、時間の関係上、お手元の座席表と席上の席札でご確認していただきたいと思います。

続きまして、ここからは本来ですと、会長に進行をお願いするところでございますが、会長及び会長代理の選出がされるまでの間、慣例により、市民生活部長の森野が代理で進行を務めさせていただきます。

○市民生活部長

私の方から、進行を代理を務めさせていただきます。

まず、本運営協議会規則第5条、定足数についてでございます。委員13名中11名の出席をいただきまして、過半数に達していますので、本協議会は問題なく成立いたしますことをご報告させていただきます。

続きまして、次第の5をご覧ください。本協議会の会長及び会長代理の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定によりまして、公益代表の委員より選出することとなっております。新たな会長、会長代理の選出はいかがいたしましょうか。

○杉山委員

従来どおり事務局案でよろしいのではないかと思います。

○市民生活部長

それでは事務局の方で案がありますでしょうか。

○市民生活課長

事務局案でございますが、会長は當摩達夫委員に、会長代理は黒川宣夫委員にお願いしたいと考えております。

○市民生活部長

ありがとうございます。それでは、事務局案では、会長は當摩達夫委員様、会長代理は黒川宣夫委員様にお願いしたいとのことですが、皆様よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

○市民生活部長

はい。ありがとうございます。会長及び会長代理が選出されましたので、私の進行役はここまでとなります。ありがとうございました。

○国保主幹

それでは新会長におかれましては、席のご移動をお願いいたします。ただいま、本協議会の会長及び会長代理が決定いたしました。當摩新会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

只今、運営協議会会長に選出いただきました。當摩でございます。

これから、令和7年6月30日までの任期の間、会長としての責務を全うできるよう尽力する所存でございますので、委員の皆さまをはじめ、国民健康保険の運営に携わる皆さまのご理解とご協力をよろしく申し上げます。

さて、我々にとりまして医療保険制度は、生活になくてはならない制度であります。国民の誰もが、何らかの医療保険の制度に加入し、病気やケガをした場合には必要な給付が受けられる、いわゆる国民皆保険制度は、世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を実現しているそうです。

国民健康保険もその医療保険の一つであります。平成30年度からの制度改革により、都道府県も国保制度を担うこととなり、制度の安定が図られているところです。

私どもといたしましては、現状をしっかりと認識しながら、今後の取組みについて、熱海市の国保事業の適正な事業運営が図られるよう、運営協議会委員として考えていく必要があると思っております。

委員の皆さまにおかれましては、本日の協議会の円滑な運営と、忌たんのないご意見を賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

○国保主幹

それでは、これからの進行につきましては、会長をお願いいたします。

○会長

それでは、議事進行を務めさせていただきますが、会議の進行につきましては皆さま方のご協力をいただけます様よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議の議事録署名人についてですが、慣例により私の方から指名させていただきます。公益代表から加藤委員と、被保険者代表から寺島委員のご両名とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、次第7、諮問に移りたいと思いますので、一旦事務局に進行をお返しします。よろしくお願いいたします。

○国保主幹

それではこれから諮問を行います。

「令和5年度熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正」及び「出産育児一時金の改正」について、市長より諮問をいただきたいと思います。それでは市長、会長は前の方によりよろしくお願いいたします。

○市長

熱海市国民健康保険運営協議会会長當摩達夫様。熱海市国民健康保険事業に係る改正について諮問。熱海市国民健康保険運営協議会規則の規定に基づき、下記の事項について貴協議会の意見を求めます。

- 1、令和5年度熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正について
- 2、出産育児一時金の改正について

令和5年1月18日 熱海市長齊藤栄。

○会長

それでは事務局は諮問書の朗読をお願いいたします。

○市民生活課長

それでは朗読の方をさせていただきます。

諮問事項1 令和5年度熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正について

令和4年4月1日、地方税法施行令の一部が改正され、同施行令56条の88の2について、基礎課税限度額（医療分）が63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税限度額（後期分）が19万円から20万円に引き上げられたところである。

同施行令の改正については、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第4条の規定に基づき、医療保険制度改革の一環として、国民健康保険被保険者の公平な税負担の観点から、過重になっている中間所得者層の負担を軽減し、高所得者層に負担を求める考えなどから、必要な措置が講じられたものである。

本市においても、被保険者間の保険税負担の公平性を確保するため、賦課限度額について、令和4年度における地方税法施行令の改正に基づき、医療分を2万円引き上げて65万円、後期分を1万円引き上げて20万円とし、合計で3万円の引き上げを行うものとする。

実施期日 令和5年4月1日

諮問事項2 出産育児一時金の改正について

出産育児一時金は、出産に係る経済的負担の軽減のため一定の金額を支給する制度であり、その支給額については、出産費用等の状況を踏まえて弾力的な改定を実施するため、被用者保険は政令、市町村国保は条例で、それぞれ規定している。

現在、国において産科医療保障制度の加算を含む出産育児一時金の支給額を50万円とする健康保険法施行令の改正に向けた審議が行われている。

本市においては国民健康保険条例の定めにより、被保険者が出産した際に42万円を支給することとしているが、政令に準じて出産育児一時金の支給額を8万円引

き上げ50万円に改正を行うものとする。

なお、今回の改正は政令が改正された後に改める。

実施期日 令和5年4月1日

○会長

どうもありがとうございます。それではこれからの議題に入らせていただきますが、ここで市長は公務のため退席をさせていただきます。

【市長退席】

それでは次第に従いまして、議題の1、国民健康保険制度の概要につきまして、事務局より説明をお願いします。

○保険年金室長

私は本日の説明を担当いたします、市民生活課保険年金室の佐藤と申します。よろしくお願いたします。大変失礼ですが、以降座らせて、ご説明いたします。よろしくお願いたします。

それでは事前にお送りしております資料、令和4年度熱海市国民健康保険運営協議会資料をご覧ください。横版の冊子のものです。今回新たに委員となられた方もいらっしゃいますので、ここではまず、国保制度の概要や財政の仕組み、また熱海市の状況等をご説明させていただきます。なお時間の関係等もありますので、一部簡略化した説明をさせていただきます。何卒ご理解をいただきたいと存じます。

ページが小さく右下の方に振ってあります、3ページをご覧ください。国民健康保険制度の概要についてご説明いたします。国民健康保険制度は、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としております。国民健康保険は、他の医療保険、協会健保や健保組合などの被用者保険や、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度等に加入していないすべての住民を被保険者とし、国民皆保険制度の中核を担う制度です。

保険者は、都道府県と市町村が共同で行っております。平成 30 年度までは保険者は市町村のみが担っていたのですが、制度改正により、平成 30 年度からは、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担うこととなりました。そして、給付に必要な費用を全額市町村に交付し、また国民健康保険運営方針を定め、市町村の事務の効率化や広域化を推進していくことになっています。

市町村は、資格管理、保険給付、保険税率の決定、保険税の賦課徴収、保健事業等を実施することとなりました。

また、被保険者は都道府県の区域内に住所を有し、他の医療保険に加入していない者となります。

本市における国民健康保険の業務についてですが、被保険者の資格管理や保険給付、保険税率の決定に関する業務については、市民生活課が担当しております。次に、国民健康保険税の賦課徴収に関する業務については、税務課が担当しております。また、データヘルス計画の策定や、特定健診、特定保健指導など保健事業に関する業務については、健康づくり課が担当しております。

次に、国民健康保険運営協議会についてですが、国民健康保険法第 11 条第 2 項の規定により、国民健康保険の運営に関する事項のうち、保険給付、保険税、保健事業等について関係者による必要な意見交換、審議、市町村長への意見の具申等を行う場として設置されています。構成員としましては、国民健康保険法施行令の規定により、被保険者代表、保険医、保険薬剤師代表、公益代表、被用者保険代表となっており、任期は 3 年です。

次に一番下のところですが国民健康保険財政の仕組みについてご説明いたします。国

国民健康保険事業は、国民健康保険事業特別会計を設けて経理されています。下段の表にありますように、この特別会計の歳入には、被保険者の皆さんが納める国民健康保険税のほか、国や県から交付される交付金や補助金、一般会計からの繰入金等が計上されます。歳出には、医療費の保険者負担となる保険給付費、県に納付する国保事業費納付金、その他の事業運営のために必要な経費等が計上されます。

次の4ページをご覧ください。次に国民健康保険税についてご説明します。国民健康保険税は事業費納付金の納付に要する費用、その他国民健康保険事業に要する費用に充てるための目的税です。保険税の賦課方式の表を見ていただきますと、国民健康保険税は、所得や資産などその人の負担能力に応じて賦課される応能割と、収入等に関係なく、世帯当たり及び加入人数に応じて一律に賦課される応益割から構成されます。

その下の熱海市の令和4年度国民健康保険税率の表をご覧ください。国保税には3つの区分がありまして、医療分と、後期高齢者支援金分、介護分とに分かれており、その区分ごとに賦課限度額が決められています。そして区分ごとに三つの方式、所得割、均等割、平等割で税額が決められます。熱海市では県の方針により、令和2年度より資産割を廃止しており、賦課方式としては3方式と呼ばれるものとなっています。また国保税には軽減制度があり、前年の所得が一定以下の世帯は、その所得により、均等割と平等割が7割、5割、2割のいずれかの割合で軽減されます。その他にも、世帯内の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことに伴う軽減や、解雇や倒産などの非自発的失業者に係る軽減、また、令和4年度より始まった制度ですが、未就学児に対する均等割額5割軽減などがあります。

5ページをご覧ください。次に、国民健康保険事業費納付金についてご説明します。県の国保特別会計で負担する保険給付費等交付金や後期高齢者支援金等に要する費用に

充てるため、県が市町ごとに事業費納付金を算定し、徴収しています。算定にあたり、被保険者1人当たり納付金の急激な上昇を抑えるための激変緩和措置が実施されており、これは令和5年度までの時限措置となっています。令和4年度までの熱海市の激変緩和額は、右側の表の通りです。左の表は熱海市の事業費納付金の推移のグラフとなっており、棒グラフが事業費納付金の総額、折れ線グラフが被保険者1人当たりの事業費納付金の額となっています。被保険者数の減少により、納付金総額は年々減少していますが、医療の高度化により1人当たり医療費が増加していることから、1人当たり納付金も増加しています。また市町はこの事業費納付金に要する費用に充てるため保険税を徴収します。

6ページをご覧ください。県が策定した国民健康保険運営方針についてご説明します。この運営方針は、国民健康保険法に基づき、県と市町が共同で国民健康保険を安定的に運営するための基本的な考え方をまとめたものとなります。計画の内容としましては下の表の記載の通りですが、国民健康保険の医療に要する費用や、財政の見通し、市町における保険料の標準的な算定方法に関する事項等を定めています。重要事項である、保険料水準の統一に関しては、右側の表の下の方にありますが、令和9年度までに到達可能な段階の保険料水準の統一を目指すとしており、また最終的には、標準保険料率の一本化を目標としています。

左側の四角の枠の賦課方式統一の取り組みのところをご覧ください。保険料水準統一の取り組みの一つとして、現在賦課方式統一の議論が進められています。県の運営方針の中では、「医療分は3方式、後期高齢者支援金分、介護分とも資産割は使用しない。」また、「後期高齢者支援金分、介護分の県内統一方式については検討する。」こととなっています。

昨年度から今年度にかけて、事務担当者によるワーキンググループが設置され、介護分の平等割の取り扱いについて検討が行われました。その中で、介護分は、そもそも介護2号被保険者個人に係る介護保険料であるということや、介護2号被保険者は1人世帯が8割を占めており、1世帯当たりの人数は減少傾向にあること、これは実際熱海市においても1人世帯が85.7%、2人世帯が14.1%と1人世帯が多数を占めています。また、平等割は均等割を補完する役割を持つため、被保険者の多い世帯の保険税の負担が緩和される一方、単身世帯の保険税負担は増加することとなり、単身世帯が多い介護2号被保険者に対しては、平等割を設定する意味がなくなってきたとの意見から、介護分においては、所得割と均等割の2方式とする案が決定されました。

今後、県内市町の合意がされれば、熱海市においても、平等割の廃止に向けた税率改正を行っていく必要が生じることとなります。

7ページをご覧ください。ここからは、熱海市の国民健康保険の現状についてご説明します。まず世帯数と被保険者数の推移について記載しております。被保険者数、加入世帯数とも減少しており、令和3年度末においては被保険者数は9,628人、熱海市の人口に占める国保被保険者の割合は27.5%となっております。

8ページをご覧ください。こちらは被保険者の年齢構成の推移となります。グラフが少し見にくいのですが、棒グラフの一番上の白い部分が65歳から74歳の被保険者で、構成としては一番多くを占めており、その割合も年々増加し、令和3年度には、半数を超えまして、51.2%となりました。次に多いのが、40歳から64歳の被保険者、その下の黒っぽい部分となりますが、34.3%となっております。

9ページをご覧ください。国民健康保険税調定額の推移となります。棒グラフが調定額総額、折れ線グラフが被保険者1人当たり調定額となります。被保険者数の減少によ

り、調定額総額は年々減少しています。また令和2年度に資産割を廃止した影響や軽減世帯の増加で、1人当たりの調定額も減少しています。

10 ページをご覧ください。国民健康保険税収納率の推移となっております。現年課税分の収納率ですが、令和3年度で92.57%であり、この5年間で3.11ポイント上昇しました。しかし右の表にあります県の国保運営方針における保険者規模別の令和3年度の目標収納率である95.53%には届きませんでした。

11 ページをご覧ください。こちら療養給付費の推移になります。療養給付費とは、被保険者が病気やけがをした際に、保険証を提示することにより、医療費の一部、これを一部負担金と言いますが、この3割または2割を支払うだけで、医療機関で診察や投薬、手術等の治療を受けることができます。これを療養の給付と言い、一部負担金の残りの費用の7割または8割分は療養給付費として国民健康保険が負担しています。その療養給付費の推移ですが、棒グラフが療養給付費の総額、折れ線グラフが被保険者1人当たりの療養給付費となります。被保険者数の減少とともに、療養給付費総額は毎年減少していますが、被保険者1人当たりに換算しますと、被保険者の高齢化や医療の高度化等により増加傾向にあります。また、令和2年度はコロナ禍により、全国的に受診控えとなり、特に減少幅が大きく、今まで増加傾向にあった1人当たり療養給付費も減少しました。しかし令和3年度は、通常を受診状況が戻りつつあり、療養給付費の総額も増加しました。

次の12ページをご覧ください。こちらは、令和3年度の国民健康保険事業特別会計決算概要となります。歳入については、収入総額は約51億9,390万円、前年度との対比で101.8%。約9,036万円の増収となりました。また、歳出については支出総額は約51億1,050万円、前年度との対比で102.4%、約1億1,900万円の増加となりました。

歳入から歳出を差し引いた剰余金は8,340万3,989円となり、翌年度に繰越しております。

令和3年度は、歳出の表の02番保険給付費、これは先ほどの療養給付費や高額療養費等の保険の給付にかかった費用になりますが、先ほどもご説明しました通り、コロナ禍から通常を受診状況に戻りつつあったことにより、2億3,500万ほど増加となりました。またこれに伴いましてその財源となる、県からの保険給付費等交付金が増加しましたので、歳入04番の県支出金が増加しています。

また国民健康保険事業基金についてですが、これは天災その他特別な事情により、国民健康保険事業の支払いに不足が生じた場合の資金に充てるため設置しておりますが、令和4年5月末現在、約12億5,800万円の残高を有しております。

13ページをご覧ください。令和5年度の国保特別会計の当初予算でございます。予算の方は単位を千円としております。こちらの金額は、予算積算時点のものでして、この段階で繰入金や事業費納付金等まだ数字が確定しないものがありましたので、最終的には変動がある予定ですが、歳入歳出ともに52億1,600万円となっております。令和4年度当初予算と比較しますと約1,000万円の減でございます。私からの資料の説明は以上でございます。続きまして軽減判定基準の改正について、税務課課税室よりご説明いたします。

○課税室長

税務課課税室の関戸です。よろしく申し上げます。資料の方は本日記らせていただきました横版の1枚ペラの紙になるんですけども、タイトルとしては軽減判定基準の改正について、市民生活部税務課というものになります。

軽減判定基準の改正ですが、国保税では低所得者の軽減制度、先ほども説明がありましたが、軽減制度があります。そちらについては所得に応じて均等割及び平等割を7割、

5割、2割軽減する仕組みがあります。国の方では、今回の経済動向等を踏まえて、令和5年度以降の5割軽減と、2割軽減の軽減判定所得の基準額について、引き上げが必要と判断しました。具体的には資料の下の方の表になりますけれども、令和5年度以降については、世帯人数に乘じる額を5割軽減では5,000円、2割軽減では1万5,000円、令和5年度より引き上げる形をとっております。これらについては、今後地方税法の関係の改正が行われますので、本市としてもそれに合わせて、熱海市の国民健康保険税条例について所要の改正を行い、令和5年度以降の軽減制度に反映したいと考えております。以上です。

○会長

ありがとうございました。それではただいま事務局よりご説明のあった事項につきまして、今回事前に質問はなかったようですが、この場で何かご意見ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

【意見等なし】

よろしいですか。それではないようですので次に移りたいと思います。それでは議題の2、令和5年度熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正及び出産育児一時金の改正について、ただいま市長より受け取った諮問書の内容も含め、事務局より説明をお願いします。

○保険年金室長

それでは、令和5年度熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正及び出産育児一時金の改正についてご説明いたします。先ほどの横版の冊子の14ページをご覧ください。

まず令和5年度熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正についてご説明します。令和3年度中の地方税法施行令の改正により、国保税の医療分の限度額が63万円から65万円に、後期高齢者支援金分の限度額が19万円から20万円に引き上げられています。

賦課限度額の引き上げは、限度額に到達せず、過重となっている、中低所得者層の負担を軽減し、高所得者層に応分の負担を求める措置です。つきましては施行令の限度額に合わせ、医療分の限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金分の限度額を19万円から20万円に引き上げることとし、令和5年度から改正しようとするものです。

賦課限度額を法改正通りに引き上げた場合、試算では240万円ほどの保険税調定額の増額となり、限度額を超過する世帯数は、医療分で12世帯ほど減少する見込みです。

つきまして資料の15ページをご覧ください。出産育児一時金の改正についてご説明します。出産育児一時金は、出産に係る経済的負担の軽減のため、一定の金額を支給する制度です。出産育児一時金の支給額については、出産費用等の状況を踏まえ、弾力的な改定を実施するため、被用者保険は政令、これは健康保険法施行令になります。市町村国保は条例でそれぞれ規定しています。

熱海市においては国民健康保険条例の定めにより、被保険者が出産した際に、一児につき42万円を支給することとしています。現在国において出産費用の実態を踏まえた出産育児一時金の増額が検討され、出産育児一時金の産科医療補償制度の掛け金を含む支給額を50万円とする健康保険法施行令の改正に向けた審議が行われております。公布日としましては令和5年1月下旬予定、施行期日は令和5年4月1日となっております。改正されました場合、熱海市の出産育児一時金についてもこれに準じて、8万円引き上げ、50万円に改正しようとするものです。説明は以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございます。それではただいま、事務局より説明のありました事項につきまして、事前にお1人の方から質問が提出されておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

○保険年金室長

それでは、事前にいただいていた質問についてお答えいたします。本日お配りしましたA4判の事前質問一覧をご覧ください。

杉山委員よりいただいております、出産育児一時金について、42万円から50万円に増額することですが、実際出産費用はどのくらいかかるものでしょうかというご質問です。

出産費用につきましては医療機関によって差があるのですが、令和3年度に出産した本市の国保被保険者の方の場合、正常分娩で室料差額等を除いた平均値が約47万円、中央値が約43万5,000円となりました。

現在の出産育児一時金の42万円という支給額は、公的病院における室料差額等を除いた出産費用を勘案して定めており、今回国が増額の議論の際に公表している令和3年度の公的病院の都道府県別の平均値と中央値があるのですけれども、その静岡県の平均値が43万7,000円、中央値が43万3,000円となっております。本市の国保被保険者の方はすべて私立の病院で出産されておまして、また、他県の比較的費用が高額な医療機関で出産されている方もいらっしゃる関係で、県の平均値、中央値ともに上回る結果となっております。質問に対する回答は以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございます。その他に、この場で皆さんからご意見ご質問等ございましたらまた挙手でお願いをいたします。

【意見等なし】

よろしいでしょうか。それではここでご意見もないようですので、皆様にお諮りしたいと思います。賦課限度額の改正と出産育児一時金の改正について事務局原案の通り答申することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

【委員全員挙手】

はい。ありがとうございます。全会一致と認めまして本件につきましては、事務局提案の原案通りと決しました。事務局は早速、答申原案を作成してくださるようお願いいたします。

それではここで答申原案ができるまでの間、次の議題を進行して参ります。令和4年度保健事業の報告について事務局より説明をお願いいたします。

○健康づくり室長

健康づくり課の佐藤と申します。私からは、令和4年度の保健事業の実施状況についてご報告させていただきます。お手元でございます、表紙に令和4年度保健事業の報告と記載がございます、別冊をご覧ください。着座にて説明させていただきます。

被保険者の皆様に健康でいただくために実施させていただいております保健事業は、熱海市第二期データヘルス計画に基づいて実施しております。その中で、健康課題を改善するために定めた4つの方針ごとに、令和4年度の実施状況をご報告いたします。

1ページ目をご覧ください。1つ目の生活習慣病予防といたしまして、特定健康診査及び特定健康診査の受診結果をもとに実施する特定保健指導を行っております。現段階では、実施率及び受診率はいずれも目標値に達しておりませんが、特定健康診査につきましては、AIを活用し、ナッジ理論に基づいた受診勧奨の結果、昨年より3%受診率が伸びており、2月に未受診者の追加受診を実施することから、今後受診率が伸びると考えております。特定保健指導につきましては、検査結果の取得に時間を有することから、声かけの機会を逃す結果となっております。そのため、来年度はご案内通知を工夫して、実施率の向上を目指す予定です。

続きまして、生活習慣病重症化予防といたしまして、特定健康診査の結果、特定保健指導の対象者に該当しないものの、何らかの支援が必要な人に対して、教室及び相談を実施いたしました。特にCKD、慢性腎臓病予防対策の対象者につきましては、教室や

相談で対応できない方についても、状況把握に努めております。

2 ページ目に移ります。3 つ目の医療費適正化につきましては、重複多剤投与者についてリスト化し、年度内には個別通知を送付する予定です。また、保険年金室より、医療費通知などを郵送しております。

4 つめは、住み慣れた地域で暮らし続ける体制整備でございますが、医療や介護が必要な状況になっても、住み慣れた地域で暮らせるように、かかりつけ医を持つことを進めております。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業として行っている健康状態不明者のアプローチのほか、新型コロナワクチン接種を機に、近所の個人クリニックをかかりつけ医にし、特定健康診査の受診に繋がるケースもあったことから、医療機関にも協力を仰ぎながら、今後も体制を整備する予定です。私からの報告は以上となります。

○会長

はい、ありがとうございます。それでは今のことにつきまして私の方から一つ質問をさせていただきますので、事務局より説明をお願いいたします。

○健康づくり室長

それでは、事前にいただいております慢性腎臓病についてのご質問にお答えいたします。事前質問一覧をご覧ください。質問にございますように、腎臓がうまく機能しなくなると、透析が必要となります。本市国保加入者のうち、定期的に透析を受けている人は、令和4年12月末日現在で、36人いらっしゃいます。その数は、ここ数年横ばいです。透析に係る医療費は、1人当たり年間500万円と言われております。この透析ですけれども、腎臓の代わりに人工的に血液をろ過し、老廃物を取り除くために行うもので、週3回程度、1回に5時間有します。そのため、医療費の負担ばかりでなく、拘束される時間が長く、身体的にも精神的にも負担であると思われまます。

本市においては、特定健康診査の結果から、腎臓の機能低下を早期に見つけ出し、先ほどもご報告をさせていただきましたが、教室や相談事業を実施しております。また、専門医、歯科医、薬剤師とともに、慢性腎臓病重症化予防プログラムを策定し、早期発見、早期対応できるよう連携体制の整備にも力を入れております。

腎臓の機能の低下は自分では気づきにくく、早期発見には特定健康診査を受診していただくことが重要と考えております。年に1度の検診は、腎臓の機能の低下のみならず、生活習慣病を早期発見する機会ととらえ、今後も受診勧奨に努めたいと思います。以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。それでは、事前にいただいた質問のほかにも何かここでご質問があれば皆さんからいただきたいと思います。

○寺島委員

特定健康診査の受診率を上げるために、A-PLUS商品が当たるという事業をやっていますよね。それで、私は去年と今年でしたか2回、2年目でしたか、3年目でしたか、それを毎年スマホで申し込んで、当たりまして商品を頂いているんですけど、その効果は、結構上がっていますか。どうでしょうか。申し込みの方は多いですか。

○健康づくり室長

ただいまの質問にお答えさせていただきます。この事業は3年目になります。初年度は、私どものPRの仕方が大変悪かったのか、予定していた数の半分ぐらいしか、実を言うと申し込みがございませんでした。その後は、自動的に申し込みができるような形もとったことから、今年度につきましては、抽選になるぐらいまで受診者が伸びておりまして、本当に徐々にではございますけれども、認知度が高くなっているのかなど。あとは、やはり当たった方がお友達などに、健診受診者に対してこういう事業をやっているよというように広報してくださる、それがやはり効果的なPR方法に繋がっているん

じゃなかろうかと思imasので、今後もどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○会長

その他に皆さんの方から何かご質問などいかがでしょうか。

【意見等なし】

○会長

それではご質問ないようですので、先ほどの答申の原案ができています。諮問に対する答申について決定をしたいと思imasので、事務局は答申原案を皆様に配布してください。

【答申原案の配布】

○会長

はい。それでは皆さんお手元に届きましたでしょうか。それでは、答申原案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○市民生活課長

それではお配りいたしました答申原案について説明させていただきます。資料2枚めくっていただきまして、3枚目をご覧ください。

1、令和5年度熱海市国民健康保険税の賦課限度額の改正について

すでに改正されている令和4年度における地方税法施行令に基づき、賦課限度額については、基礎課税限度額、医療分を65万円に、また、後期高齢者支援金等課税限度額、後期分を20万円に引き上げを行うことは妥当と認める。

実施期日令和5年4月1日。

2、出産育児一時金の改正について

出産育児一時金については、国において出産費用の実態を踏まえた議論が行われ、被用者保険における支給額を50万円に引き上げる政令改正が予定されているところである。本市においても、子育て世代が安心して子供を産み育てられる環境を整えることは

大変重要であることから、出産育児一時金の支給額を50万円に引き上げを行うことは妥当と認める。なお今回の改正は、政令が改正された後に改めるものとする。

実施期日 令和5年4月1日

説明は以上となります。

○会長

今事務局の説明に何かご意見がございましたら、また挙手をお願いいたします。

【意見等なし】

それではご意見もないようですので、事務局から示された答申原案通り答申をするこ
とに異議はございませんでしょうか。

【異議なしの声】

○会長

よろしいでしょうか。はい。それでは異議もございませんでしたので答申案の案を消
していただいて答申とさせていただきます。事務局は答申書の準備をお願いいたします。
答申ができるまで10分ぐらいかかると思います。10分ほど休憩をさせていただきます。
よろしく申し上げます。

【休憩】

○会長

それではここで答申に移りたいと思います。市長は前の方へお願いいたします。

熱海市長 齊藤栄様 熱海市国民健康保険運営協議会会長 當摩達夫

熱海市国民健康保険事業に係る改正について答申をいたします。令和5年1月18日
付け熱海市第275号において諮問のあった令和5年度熱海市国民健康保険税の賦課限度
額の改正及び出産育児一時金の改正について、慎重に審議いたしました結果、次の通り
答申をいたします。

答申事項1、すでに改正されている令和4年度における地方税法施行令に基づき、賦

課税限度額については、基礎課税限度額を 65 万円に、後期高齢者支援金等課税限度額を 20 万円に引き上げを行うことは妥当と認めます。実施時期 令和 5 年 4 月 1 日。

答申事項 2、出産育児一時金については、国において出産費用の実態を踏まえた議論が行われ、被用者保険における支給額を 50 万円に引き上げる政令改正が予定されているところであります。本市においても、子育て世代が安心して子供を産み育てられる環境を整えることは大変重要であることから、出産育児一時金の支給額を 50 万円に引き上げることは妥当と認めます。なお今回の改正は政令が改正された後に改めるものいたします。

実施時期 令和 5 年 4 月 1 日。

以上です。これを我々の答申とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それではここで市長より一言お願いいたします。

○市長

本日は、運営協議会の當摩会長をはじめ委員の皆様におかれましては、ご審議、誠にありがとうございました。答申内容に基づきまして、令和 5 年度国民健康保険税の賦課限度額及び出産育児一時金に係る条例改正を行って参ります。

今後とも、熱海市の国民健康保険制度のより一層の充実に向けてご意見賜りますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

【閉会】午後 4 時 50 分